大阪府条例第　　　号

大阪府青少年健全育成条例の一部を改正する条例

第一条　大阪府青少年健全育成条例（昭和五十九年大阪府条例第四号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （携帯電話端末等による有害情報の閲覧の防止措置）第二十八条　法第十三条第一項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。）は、同項に規定する役務提供契約（以下「役務提供契約」という。）の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、役務提供契約を締結しようとする相手方が青少年である場合にあっては当該青少年に対し、役務提供契約に係る法第二条第七項に規定する携帯電話端末等の使用者が青少年であり、かつ、当該役務提供契約を締結しようとする相手方がその青少年の保護者（以下この条において「保護者」という。）である場合にあっては当該保護者に対し、法第二条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービス（以下「フィルタリングサービス」という。）を利用しない場合の危険性を説明しなければならない。２　携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、役務提供契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をするに当たっては、前項の青少年又は保護者に対し、同項の規定により説明した事項並びに法第十四条各号に規定する事項を記載した説明書を交付しなければならない。３　携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前項の規定による交付については、同項に規定する説明書の交付に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法であって次に掲げるものをいう。）により行うことができる。一　携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の使用に係る電子計算機と当該青少年又は保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて前項に規定する説明書に記載すべき事項を送信し、当該青少年又は保護者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法二　携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する説明書に記載すべき事項を電気通信回線を通じて当該青少年又は保護者の閲覧に供する方法４　保護者は、法第十五条ただし書の申出をするときは、フィルタリングサービスを利用しない理由等を記載した書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下この条において同じ。）を法第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者（以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」という。）に提出しなければならない。５　携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の規定により書面の提出があった場合に限り、フィルタリングサービスを利用しない役務提供契約を締結することができる。６　携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の規定により役務提供契約を締結した場合には、当該役務提供契約の終了若しくは解除の日又は当該青少年が十八歳に達し、若しくは婚姻により成年に達したものとみなされる者となった日のいずれか早い日までの間、第四項に規定する書面又はその写しを保存しなければならない。７　前三項の規定は、法第十六条ただし書の申出について準用する。この場合において、前三項中「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」とあるのは「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」と、第四項及び第五項中「フィルタリングサービスを利用しない」とあるのは「法第十六条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない」と読み替えるものとする。（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対する勧告及び公表）第二十九条　知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が前条第一項、第二項若しくは第七項において読み替えて準用する同条第五項若しくは第六項の規定に違反していると認めるとき又は携帯電話インターネット接続役務提供事業者が同条第五項若しくは第六項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等又は当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対し、必要な措置をとることを勧告することができる。２　知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等又は携帯電話インターネット接続役務提供事業者が前項の規定による勧告に従わなかったときは、氏名又は名称、住所及びその勧告内容を公表することができる。３　（略） | （携帯電話端末等による有害情報の閲覧の防止措置）第二十八条　法第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者（以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」という。）は、同条第七項に規定する携帯電話インターネット接続役務（以下「携帯電話インターネット接続役務」という。）に係る契約（契約の内容を変更する契約を含む。以下同じ。）を締結するに当たっては、使用者が青少年であるかどうかを確認しなければならない。２　携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の契約であって、当該契約の相手方又は携帯電話端末若しくはＰＨＳ端末の使用者が青少年であるものを締結する場合において、その青少年の保護者が法第十七条第一項ただし書の申出をした場合には、当該保護者に対し、次に掲げる事項を説明しなければならない。一　携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより、青少年が有害情報を閲覧する機会が生じること。二　法第二条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービス（以下「フィルタリングサービス」という。）の意義及び内容三　フィルタリングサービスを利用しない場合の危険性３　保護者は、法第十七条第一項ただし書の申出をするときは、フィルタリングサービスを利用しない理由等を記載し、署名した書面（以下「申出書」という。）を携帯電話インターネット接続役務提供事業者に提出しなければならない。４　携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の規定により申出書の提出があった場合に限り、フィルタリングサービスを利用しない第一項の契約を締結することができる。この場合において、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、当該申出書に第二項の規定による説明を行ったことを記載し、署名しなければならない。５　携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の規定により契約を締結した場合には、契約の終了若しくは解除の日又は当該青少年が十八歳に達し、若しくは婚姻により成年に達したものとみなされる者となったときのいずれか早い日までの間、申出書又はその写しを保存しなければならない。（携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対する勧告及び公表）第二十九条　知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者が、前条第一項、第二項、第四項又は第五項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対し、必要な措置をとることを勧告することができる。２　知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者が前項の規定による勧告に従わなかったときは、氏名又は名称、住所及びその勧告内容を公表することができる。３　（略） |
|  |  |

第二条　大阪府青少年健全育成条例の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 目次　前文　第一章　（略）第二章　（略）　　第一節―第五節　（略）　　第六節　有害役務営業に関する規制（第二十六条―第三十条）　　第七節　インターネット利用環境の整備（第三十一条―第三十六条）　　第八節　インターネット異性紹介事業に係る広告に関する規制（第三十七条・第三十八条）第三章　（略）　　第一節　青少年の健全な成長を阻害する行為の禁止（第三十九条―第四十三条）第二節　子どもの性的虐待の記録の製造等に関する規制（第四十四条―第四十六条）第四章　雑則（第四十七条―第五十一条）第五章　罰則（第五十二条―第六十一条）　附則（定義）第三条　（略）　一―六　（略）　七　有害役務営業　店舗型有害役務営業及び無店舗型有害役務営業をいう。八　店舗型有害役務営業　次のいずれかに掲げる営業であって、客の性的好奇心をそそるおそれがあるものをいう。イ　店舗を設け、当該店舗において専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業ロ　店舗を設け、当該店舗において専ら客に異性の姿態を見せる役務を提供する営業ハ　店舗を設け、当該店舗において専ら異性の客に、営業に従事する者との会話の機会を提供し、又は営業に従事する者と遊興をさせる営業ニ　店舗を設け、営業に従事する者を専ら異性の客に同伴させる営業ホ　喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業のうち、客に接する業務に従事する者に、水着、下着その他肌の露出部分が著しく大きい服装をさせ、又は着衣内の下着を客が見ることができるような姿態をさせるもの九　無店舗型有害役務営業　次のいずれかに掲げる営業であって、客の性的好奇心をそそるおそれがあり、事務所、受付所（当該営業に係る役務の提供以外の客に接する業務を行うための施設をいう。以下同じ。）、当該営業（事務所又は受付所を設けないものに限る。）の受付を行うために用いる通信端末機器の存する場所又は当該営業に従事する者で客の依頼に応じて派遣されるものと当該客とが接する場所が府の区域内にあるものをいう。イ　専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むものロ　専ら客に異性の姿態を見せる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むものハ　専ら異性の客に、営業に従事する者との会話の機会を提供し、又は営業に従事する者と遊興をさせる営業で、当該会話し、又は遊興する者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むものニ　営業に従事する者を専ら異性の客に同伴させる営業で、当該同伴をさせる者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの第二十五条　（略）　　　　第六節　有害役務営業に関する規制（有害役務営業を営む者の禁止行為等）第二十六条　店舗型有害役務営業を営む者は、次に掲げる行為を行ってはならない。一　営業所で青少年を客に接する業務に従事させること。二　青少年を営業所に客として立ち入らせること。２　無店舗型有害役務営業を営む者は、次に掲げる行為を行ってはならない。一　青少年を客に接する業務に従事させること。二　青少年を客とすること。３　有害役務営業を営む者は、当該営業に関する広告又は宣伝を行うに当たっては、青少年の営業所への立入りを禁止する旨（無店舗型有害役務営業を営む者にあっては、青少年が客となることを禁止する旨）を明らかにしなければならない。４　店舗型有害役務営業を営む者は、当該営業所の入口等人の見やすい場所に、青少年の立入りを禁止する旨の掲示をしなければならない。（有害役務営業に係る勧誘行為等の禁止）第二十七条　何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。一　青少年を有害役務営業において客に接する業務に従事するように勧誘すること。二　青少年を有害役務営業の客となるように勧誘すること。三　青少年に対し、有害役務営業に係る広告若しくは宣伝の用に供される文書、図画その他の物品（以下「宣伝文書等」という。）を頒布すること。四　有害役務営業において客に接する業務に従事するように青少年に勧誘させること。五　有害役務営業の客となるように青少年に勧誘させること。六　宣伝文書等を青少年に頒布させること。（従業者名簿）第二十八条　有害役務営業を営む者は、規則で定めるところにより、従業者名簿を備え、これに当該営業に係る業務に従事する者の住所、氏名、生年月日その他規則で定める事項を記載しなければならない。２　前項の場合において、店舗型有害役務営業を営む者にあっては営業所ごとに、事務所又は受付所を設けて無店舗型有害役務営業を営む者にあっては事務所又は受付所ごとに備え、及び記載しなければならない。（有害役務営業の停止の命令等）第二十九条　知事は、有害役務営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該営業に関し、第二十六条第一項若しくは第二項又は第二十七条の規定に違反する行為をしたときは、当該有害役務営業を営む者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて当該営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。２　知事は、前項の規定による命令をしたときは、当該命令を受けた者の氏名又は名称、住所及び当該命令の内容を公表することができる。３　知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取の手続を行わなければならない。（教育及び啓発）第三十条　府は、有害役務営業が青少年の健全な成長に重大な影響を与えるものであることに鑑み、青少年自らがそのことを認識し、及び行動することができるよう、健全な判断能力の育成に資する教育及び啓発活動の推進に努めるものとする。　　　　第七節　（略）第三十一条―第三十四条　（略）（調査）第三十五条　府は、第三十三条の規定に基づく取組についての必要な調査を行うことができる。第三十六条　（略）　　　　第八節　（略）第三十七条・第三十八条　（略）　　　第三章　（略）第三十九条―第四十二条　（略）（場所の提供及び周旋の禁止）第四十三条　（略）一　第三十九条各号に掲げる行為二―四　（略）（子どもの性的虐待の記録に係る努力義務）第四十四条　（略）一―四　（略）五　第三十九条各号に掲げる行為六・七　（略）２　（略）第四十五条・第四十六条　（略）　　　第四章　（略）（審議会への諮問等）第四十七条　知事は、次に掲げる事項については、あらかじめ大阪府青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。ただし、第三号、第六号及び第八号に掲げる事項について、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。　一―七　（略）　八　第二十九条第一項の規定による命令　九　第四十四条第一項に規定する子どもの性的虐待の記録に係る事項　十　前条に規定する情報の周知の内容及び方法２　（略）３　知事は、第一項ただし書の規定により審議会に諮問をせず、第十三条第一項の規定による指定若しくは同条第三項の規定による指定の取消し、第十六条第一項の規定による指定又は第二十九条第一項の規定による命令をしたときは、速やかに審議会に報告しなければならない。第四十八条・第四十九条　（略）（立入調査等）第五十条　知事は、第十二条から第二十条まで、第二十二条、第二十三条、第二十四条第一項若しくは第二項、第二十六条から第二十九条まで、第三十四条第一項又は第四十条の規定の実施に必要な限度において、規則で定める者に、営業時間内に限り、これらの規定に係る営業の場所に立ち入り、営業の状況を調査させ、又は関係者に質問させ、若しくは資料の提出を求めさせることができる。２　公安委員会は、第十四条第一項、第十五条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第二十条第一項若しくは第二項、第二十三条第一項から第三項まで、第二十四条第一項若しくは第二項、第二十六条から第二十九条まで又は第四十条の規定の実施に必要な限度において、公安委員会規則で定める者に、営業時間内に限り、これらの規定に係る営業の場所に立ち入り、営業の状況を調査させ、又は関係者に質問させ、若しくは資料の提出を求めさせることができる。３・４　（略）第五十一条　（略）　　　第五章　（略）第五十二条　第三十九条の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。第五十三条　第二十九条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。第五十四条　第二十六条第一項又は第二項第一号の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。第五十五条　第四十三条第一号、第三号又は第四号の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。第五十六条　（略）　一　第十四条第一項、第十七条第一項、第二十条第一項若しくは第二項、第二十三条第一項若しくは第二項、第二十四条第一項、第二十七条、第四十条から第四十二条まで又は第四十三条第二号の規定に違反した者　二　（略）第五十七条　（略）一　（略）二　第二十八条の規定に違反して、従業者名簿を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者三　第五十条第一項又は第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の資料の提供を拒み、若しくは虚偽の資料を提供した者（第十二条の規定の実施に関する者を除く。）第五十八条　（略）第五十九条　第二十六条第一項若しくは第二項第一号、第二十七条（第三号を除く。）、第三十九条、第四十二条第二号若しくは第三号又は第四十三条第一号、第三号若しくは第四号の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第五十二条、第五十四条、第五十五条又は第五十六条第一号の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。第六十条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十二条から第五十八条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑又は科料刑を科する。第六十一条　（略） | 目次　前文　第一章　（略）第二章　（略）　　第一節―第五節　（略）　　第六節　インターネット利用環境の整備（第二十六条―第三十一条）　　第七節　インターネット異性紹介事業に係る広告に関する規制（第三十二条・第三十三条）第三章　（略）　　第一節　青少年の健全な成長を阻害する行為の禁止（第三十四条―第三十八条）第二節　子どもの性的虐待の記録の製造等に関する規制（第三十九条―第四十一条）第四章　雑則（第四十二条―第四十六条）第五章　罰則（第四十七条―第五十四条）附則（定義）第三条　（略）　一―六　（略）第二十五条　（略）　　　　第六節　（略）第二十六条―第二十九条　（略）（調査）第三十条　府は、第二十八条の規定に基づく取組についての必要な調査を行うことができる。第三十一条　（略）　　　　第七節　（略）第三十二条・第三十三条　（略）　　　第三章　（略）第三十四条―第三十七条　（略）（場所の提供及び周旋の禁止）第三十八条　（略）一　第三十四条各号に掲げる行為二―四　（略）（子どもの性的虐待の記録に係る努力義務）第三十九条　（略）一―四　（略）五　第三十四条各号に掲げる行為六・七　（略）２　　（略）第四十条・第四十一条　（略）　　　第四章　（略）（審議会への諮問等）第四十二条　知事は、次に掲げる事項については、あらかじめ大阪府青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。ただし、第三号及び第六号に掲げる事項について、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。一―七　（略）　八　第三十九条第一項に規定する子どもの性的虐待の記録に係る事項　九　前条に規定する情報の周知の内容及び方法２　（略）３　知事は、第一項ただし書の規定により審議会に諮問をせず、第十三条第一項の規定による指定若しくは同条第三項の規定による指定の取消し又は第十六条第一項の規定による指定をしたときは、速やかに審議会に報告しなければならない。第四十三条・第四十四条　（略）（立入調査等）第四十五条　知事は、第十二条から第二十条まで、第二十二条、第二十三条、第二十四条第一項若しくは第二項、第二十九条第一項又は第三十五条の規定の実施に必要な限度において、規則で定める者に、営業時間内に限り、これらの規定に係る営業の場所に立ち入り、営業の状況を調査させ、又は関係者に質問させ、若しくは資料の提出を求めさせることができる。２　公安委員会は、第十四条第一項、第十五条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第二十条第一項若しくは第二項、第二十三条第一項から第三項まで、第二十四条第一項若しくは第二項又は第三十五条の規定の実施に必要な限度において、公安委員会規則で定める者に、営業時間内に限り、これらの規定に係る営業の場所に立ち入り、営業の状況を調査させ、又は関係者に質問させ、若しくは資料の提出を求めさせることができる。３・４　（略）第四十六条　（略）　　　第五章　（略）第四十七条　第三十四条の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。第四十八条　第三十八条第一号、第三号又は第四号の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。第四十九条　（略）一　第十四条第一項、第十七条第一項、第二十条第一項若しくは第二項、第二十三条第一項若しくは第二項、第二十四条第一項、第三十五条から第三十七条まで又は第三十八条第二号の規定に違反した者二　（略）第五十条　（略）一　（略）二　第四十五条第一項又は第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の資料の提供を拒み、若しくは虚偽の資料を提供した者（第十二条の規定の実施に関する者を除く。）第五十一条　（略）第五十二条　第三十四条、第三十七条第二号若しくは第三号又は第三十八条第一号、第三号若しくは第四号の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第四十七条、第四十八条又は第四十九条第一号の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。第五十三条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第四十七条から第五十一条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑又は科料刑を科する。第五十四条　（略） |
|  |  |

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成三十年七月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

（大阪府附属機関条例の一部改正）

２　大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 別表第一（第二条関係）一　（略）

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 担任する事務 |
| （略） | （略） |
| 大阪府青少年健全育成審議会 | 大阪府青少年健全育成条例（昭和五十九年大阪府条例第四号）第四十七条第一項各号に掲げる事項についての調査審議並びに地方青少年問題協議会法（昭和二十八年法律第八十三号）の規定による青少年問題の総合的施策の樹立についての調査審議及びその施策を実施するために必要な関係行政機関相互の連絡調整に関する事務 |
| （略） | （略） |

　二・三　（略） | 別表第一（第二条関係）一　（略）

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 担任する事務 |
| （略） | （略） |
| 大阪府青少年健全育成審議会 | 大阪府青少年健全育成条例（昭和五十九年大阪府条例第四号）第四十二条第一項各号に掲げる事項についての調査審議並びに地方青少年問題協議会法（昭和二十八年法律第八十三号）の規定による青少年問題の総合的施策の樹立についての調査審議及びその施策を実施するために必要な関係行政機関相互の連絡調整に関する事務 |
| （略） | （略） |

　二・三　（略） |
|  |  |

大阪府条例第　　　号

知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正す

る条例

　知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例（昭和二十二年大阪府条例第十八号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 第五条　知事等の期末手当の額は、六月一日又は十二月一日（以下「基準日」という。）現在（基準日前一箇月以内に退職した場合においては、退職した日現在）において知事又は副知事が受けるべき給料の月額及びその月額に百分の二十を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百九十、十二月に支給する場合においては百分の二百五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号）第二条第二項各号に定める割合を乗じて得た額とする。２　（略）　　　附　則１　（略）２　知事の期末手当に関する第五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「百分の百九十」とあるのは「百分の百八十五」と、「百分の二百五」とあるのは「百分の二百」とする。ただし、期末手当の額が知事の例によるものとされている場合におけるその例によるべき知事の期末手当の額については、この限りでない。３・４　（略）５　附則第三項に規定する者の退職手当については、第六条第一項及び第三項の規定にかかわらず、その額は次に掲げる額の合計額とし、その支給方法は府の一般職の職員の例による。　一・二　（略）６　（略） | 第五条　知事等の期末手当の額は、六月一日又は十二月一日（以下「基準日」という。）現在（基準日前一箇月以内に退職した場合においては、退職した日現在）において知事又は副知事が受けるべき給料の月額及びその月額に百分の二十を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百八十五、十二月に支給する場合においては百分の二百を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号）第二条第二項各号に定める割合を乗じて得た額とする。２　（略）　　　附　則１　（略）２・３　（略）４　附則第二項に規定する者の退職手当については、第六条第一項及び第三項の規定にかかわらず、その額は次に掲げる額の合計額とし、その支給方法は府の一般職の職員の例による。　一・二　（略）５　（略）６　平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第五条第一項の規定の適用については、同項中「百分の二百十」とあるのは、「百分の百九十五」とする。 |
|  |  |

附　則

　この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

大阪府条例第　　　号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

第一条　職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十年大阪府条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （災害応急作業等手当）第六条　（略）　一―三　（略）　四　原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号。以下「原災法」という。）第十五条第二項に規定する原子力緊急事態宣言がされた場合（東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に係る場合を除く。）において、職員が次に掲げる業務に従事したとき。　　イ　原災法第十七条第九項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原災法第二条第四号に規定する原子力事業所のうち人事委員会規則で定めるもの（ロにおいて「特定原子力事業所」という。）の敷地内において行う業務　　ロ　特定原子力事業所に係る原災法第二十条第二項の規定によりされた原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会規則で定める区域において行う業務（イに掲げるものを除く。）２　（略）　一―三　（略）四　前項第四号イ又はロに掲げる業務　次に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ次に定める額　イ　前項第四号イに掲げる業務のうち原子炉建屋（人事委員会規則で定めるものに限る。）内において行うもの　四万円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額ロ　前項第四号イに掲げる業務のうちイに掲げるもの以外のもの　二万円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額ハ　前項第四号ロに掲げる業務　一万円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（心身に著しい負担を与える業務（人事委員会規則で定めるものに限る。）に従事した場合にあっては、その額にその百分の百に相当する額を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を加算した額）（死体取扱手当）第十一条　死体取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。　一　人事委員会規則で定める機関に勤務する職員（医師である職員を除く。）が、死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）第八条第一項の規定による死体の検案又は解剖に関する業務に従事したとき。　二　職員が、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの（東日本大震災を除く。以下「特定大規模災害」という。）に対処するため、死体の取扱いに関する業務で人事委員会規則で定めるものに従事したとき。２　死体取扱手当の額は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。　一　前項第一号に規定する業務　次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額　　イ　（略）　　ロ　イに掲げる職員以外の職員　二百五十円　二　前項第二号に規定する業務　千円（人事委員会規則で定める場合にあっては、二千円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（心身に著しい負担を与える業務（人事委員会規則で定めるものに限る。）に従事した場合にあっては、その額にその百分の百に相当する額を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を加算した額）（併給禁止）第二十二条　（略）２・３　（略）４　第六条第一項第四号イ又はロに掲げる業務に従事した場合の災害応急作業等手当の支給は、前項の規定にかかわらず、同条第一項第一号から第三号までに規定する業務に従事した場合の災害応急作業等手当の支給と併せて行うことを妨げない。（支給の調整）第二十三条　一の日において、第六条第二項第四号イからハまでに掲げる業務のうち二以上の業務に従事した場合における当該二以上の業務に係る手当の支給の調整に関し必要な事項は、前条第三項の規定にかかわらず、人事委員会規則で定める。　（手当額の特例）第二十四条　特定大規模災害に対処するため、第六条第一項第一号から第三号までに規定する業務に引き続き五日を下らない範囲内において人事委員会規則で定める期間以上従事した場合の災害応急作業等手当の額は、同条第二項第一号から第三号までの規定にかかわらず、これらの規定に定める額に、当該業務の区分に応じ同項第一号から第三号までに定める額の百分の百に相当する額を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を加算した額とする。２　（略）３　（略）第二十五条―第二十七条　（略） | （災害応急作業等手当）第六条　（略）　一―三　（略）２　（略）　一―三　（略）　　（死体取扱手当）第十一条　死体取扱手当は、人事委員会規則で定める機関に勤務する職員（医師である職員を除く。）が、死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）第八条第一項の規定による死体の検案又は解剖に関する業務に従事したときに支給する。２　死体取扱手当の額は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。　一　（略）　二　前号に掲げる職員以外の職員　二百五十円（併給禁止）第二十二条　（略）２・３　（略）（手当額の特例）第二十三条　（略）２　（略）第二十四条―第二十六条　（略） |
|  |  |

第二条　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （税務手当）第十二条　（略）一　（略）イ　納税者若しくは地方税法の規定に基づく質問検査権（質問に係るものに限る。）の対象となる者若しくはこれらの代理人又は同法第二十二条の三第一項に規定する犯則事件の犯則嫌疑者若しくは参考人（以下これらを「納税者等」という。）に対し、対面又は対面に準ずる方法により行う府税の賦課徴収に係る交渉ロ―ホ　（略）二　（略）２　（略） | （税務手当）第十二条　（略）一　（略）イ　納税者若しくは地方税法の規定に基づく質問検査権（質問に係るものに限る。）の対象となる者若しくはこれらの代理人又は地方税法の規定により準用する国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）に規定する犯則事件の犯則嫌疑者若しくは参考人（以下「納税者等」という。）に対し、対面又は対面に準ずる方法により行う府税の賦課徴収に係る交渉ロ―ホ　（略）二　（略）２　（略） |
|  |  |

附　則

　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

大阪府条例第　　　号

職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員の管理職手当の特例に関する条例（平成二十七年大阪府条例第二号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 　職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号）第十一条第一項の規定により管理職手当を支給される職員の管理職手当の月額は、平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間において、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその百分の五に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。 | 　職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号）第十一条第一項の規定により管理職手当を支給される職員の管理職手当の月額は、平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間において、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその百分の五に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。 |
|  |  |

附　則

　この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

大阪府条例第　　　号

知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条

例

　知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例（平成二十七年大阪府条例第三号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （知事の給料及び期末手当の特例）第一条　知事の給料の月額は、平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）において、知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例（昭和二十二年大阪府条例第十八号。次項及び次条において「条例」という。）第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からその百分の三十に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。２　条例第五条第一項及び附則第二項の規定にかかわらず、特例期間における基準日（条例第五条第一項に規定する基準日をいう。以下同じ。）に係る知事の期末手当の額は、その基準日に係る条例附則第二項の規定により読み替えて適用する条例第五条第一項に定める期末手当の額からその百分の三十に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額が知事の例によるものとされている場合におけるその例によるべき知事の期末手当の額については、この限りでない。（副知事の給料及び期末手当の特例）第二条　副知事の給料の月額は、特例期間において、条例第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からその百分の十四に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。２　条例第五条第一項の規定にかかわらず、特例期間における基準日に係る副知事の期末手当の額は、その基準日に係る同項に定める期末手当の額からその百分の十五に相当する額を減じた額とする。第三条―第五条　（略） | （知事及び副知事の給料及び期末手当の特例）第一条　知事及び副知事の給料の月額は、平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）において、知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例（昭和二十二年大阪府条例第十八号。次項において「条例」という。）第二条の規定にかかわらず、同条に定める額から、知事にあってはその百分の三十、副知事にあってはその百分の十四に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。２　条例第五条第一項の規定にかかわらず、特例期間における基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この項において同じ。）に係る知事及び副知事の期末手当の額は、それぞれその基準日に係る同項に定める期末手当の額から、知事にあってはその百分の三十、副知事にあってはその百分の十五に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額が知事の例によるものとされている場合におけるその例によるべき知事の期末手当の額については、この限りでない。第二条―第四条　（略） |
|  |  |

附　則

　この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

大阪府条例第　　　号

大阪府職員基本条例の一部を改正する条例

　大阪府職員基本条例（平成二十四年大阪府条例第八十六号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （適用除外）第四十八条　（略）２・３　（略）４　第十一条の規定は、豊中市、池田市、高槻　市、枚方市、八尾市、箕面市、東大阪市、豊能町又は能勢町が設置する学校の府費負担教職員には適用しない。 | （適用除外）第四十八条　（略）２・３　（略）４　第十一条の規定は、豊中市、池田市、高槻　市、枚方市、箕面市、東大阪市、豊能町又は能勢町が設置する学校の府費負担教職員には適用しない。 |
|  |  |

附　則

　この条例は、平成三十年四月一日から施行する。